

# 児童虐待による死亡事例検証報告書

(令和3年2月発生 3歳児死亡事例)

令和4年6月

熊本県社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会審査部会

※報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

## はじめに

令和3年2月4日に熊本県A市において、3歳の男児が虐待により死亡するという痛ましい事件が発生した。

この世帯には、関係機関が家庭訪問する等の関与があったものの、事件を防ぐことができなかつたものである。

今回、熊本県では、幼い命が失われたという痛ましい事件であることを重く受け止め、今後、このような事件が起きないように、「熊本県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」（以下「審査部会」という。）において、本事例についての事実の把握や発生原因の分析等の検証を行った。

この報告書は、各関係機関における対応や今後取り組むべき課題等を整理し、再発防止に向けた取組みへの提言をとりまとめたものである。

## 目 次

1	死亡事例の検証	1
	(1) 事例検証の目的	1
	(2) 検証の方法	1
	(3) その他	1
2	事例の概要	1
	(1) 事例の概要	1
	(2) 児童及び家族の状況	2
	(3) 公判の概要	3
	(4) 事例における児童と家庭の状況（事例の背景）	3
	(5) 関係機関による対応経過	4
3	事例における問題点・課題	17
	(1) 家庭状況の把握	17
	(2) 要保護児童対策地域協議会等を活用したアセスメントの実施	17
	(3) 母子保健分野等関係機関との連携	18
4	再発防止に向けた取組みへの提言	19
	(1) 家庭状況の把握	19
	(2) 要保護児童対策地域協議会等を活用したアセスメントの実施	20
	(3) 母子保健分野等関係機関との連携	20
5	おわりに	21
	(参考資料)	
	○ 検証組織の委員名簿	22
	○ 検証組織等の開催経過	22
	○ 熊本県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会運営要領	23

## 1 死亡事例の検証

### (1) 事例検証の目的

本検証では、児童が死亡するという痛ましい事件の再発防止を目的として、各関係機関における対応や体制等の検証を行うとともに、今後、取り組むべき課題を検討するものである。従って、審査部会は特定の組織や個人の責任を追及するものではない。

### (2) 検証の方法

検証にあたっては、事前に熊本県 A 市児童福祉担当課（以下「担当課」という。）及び同市保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）等からの情報収集を行った。

審査部会では、これらを基に、事実経過や関係機関の対応状況を整理した上で、本事例を検証・分析し、原因や課題の把握、再発防止に向けた今後の方策等について検討を行い、報告書としてとりまとめた。

### (3) その他

報告書の作成にあたっては、個人を特定できる項目を削除する等、プライバシーに配慮した。

## 2 事例の概要

### (1) 事例の概要

令和3年2月3日、親族から「本児の様子がおかしい」と119番通報があり、意識不明の重体で病院へ救急搬送されたが、2月4日夜に搬送先の病院で死亡を確認。死因は脳機能障害であった。

警察は2月4日に、2月3日10時50分頃自宅にて、本児の腹部を殴って転倒させ、後頭部を強打させた疑いのため、実母を傷害容疑で逮捕した。

なお、実母は「本児が言うことを聞かず、かっとなった」と容疑を認めており、同日夜に本児が死亡したことにより、容疑を傷害致死に切り替えた。

その後、9月10日に行われた裁判員裁判で、熊本地方裁判所は、懲役3年、執行猶予5年の判決を言い渡した。

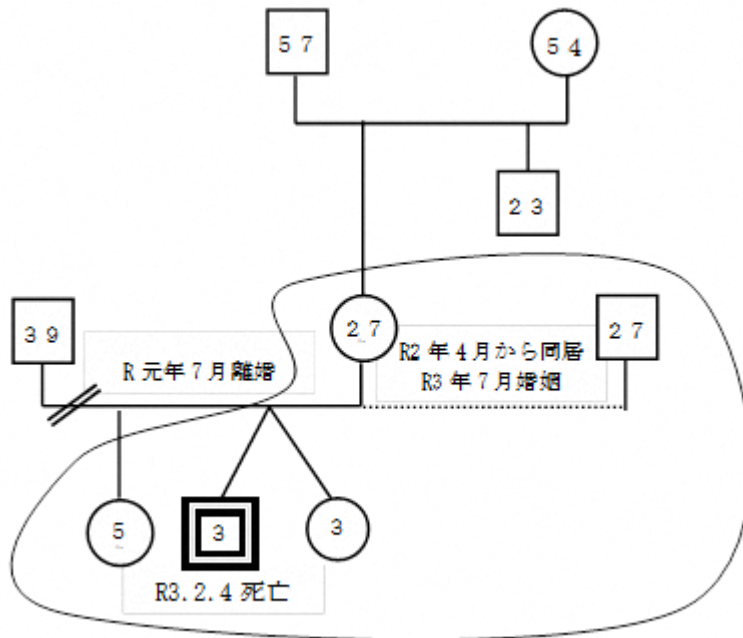
(2) 児童及び家族の状況

【家族構成】

(事例発生当時)

続柄	年齢	備考
母	27歳	会社員
内縁の夫	27歳	会社員
長女	5歳	認定こども園
長男	3歳	認定こども園(本児)
次女	3歳	認定こども園

【ジェノグラム】



【家族の状況】

- ・ 平成26年11月 父母婚姻
- ・ 平成27年10月 長女出生
- ・ 平成29年6月 本児及び次女出生
- ・ 令和元年7月 父母離婚
- ・ 令和3年7月 現夫と婚姻

### (3) 公判の概要

判決内容	・ 懲役3年、執行猶予5年（令和3年9月10日判決）
犯行時の状況	・ 実母は、令和3年2月3日、自宅で本児が排便したり泣いたりしたことに腹を立て、腹部に右手を1回押し当てて転倒させた。 ・ その際、偶然ジョイントマットの敷かれていない箇所に頭部を打ちつけてしまったことにより、急性硬膜下血腫による脳機能障害で翌日に死亡させた。
犯行動機	・ 衝動的に犯行に及んだものであるが、犯行直後の救命行動等正常な判断能力があったと認定した。
量刑判断	・ 乱暴で短絡的な行為ではあるが、生計を支えながら障がい児を含む3人の育児を担うことは想像以上に負担が大きく、また、家族の協力や公的支援が十分とは言えない中で疲弊し、ストレスが蓄積した。支援がもう少し行き届いていたら事件は起きなかった可能性があることから、情状酌量の余地がある。 ・ 暴行は1回だけで、それほど力を込めて腹部を殴打したとは言えず、偶発的な側面もあり、また、残された2人の娘の育児ができるよう考慮したことを執行猶予の理由としてあげた。

### (4) 事例における児童と家庭の状況（事例の背景）

- ・ 本児は、未熟児（超低出生体重児）であり、身体障がいも持つ等今後の発育におけるリスクを抱えており、継続的な観察・支援が必要な児童であった。なお、本児と次女は双児であった。
- ・ 平成30年9月に、実母から担当課へ本児を叩いてしまった旨連絡があり、身体的虐待が疑われる事案が確認されている。
- ・ 令和元年7月に父母離婚後、母方祖母から一定の支援を受けつつ、病院等への送迎や仕事・家事・育児を行っていた。
- ・ 令和元年9月に、本児と次女は認定こども園へ入園。
- ・ 令和2年10月に、実母は、本児の3歳児健診時の問診票に「かわいいと思ったことは1回もない」と記入。
- ・ 令和3年1月に、本児は児童発達支援施設の利用を開始。

(5) 関係機関による対応経過

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容												
		行政(A市) 保健福祉センター	行政(A市) 担当課	児童福祉施設 認定こども園	A病院	B病院	C病院	D施設	児童発達支援施設 E施設	行政 福祉総合相談所				
H29.3.7~R3.2.4														
H29年 3月 7日		・母子健康手帳交付												
6月 30日	・本児、次女出生 ・本児は、超低出生体重児、双胎の第1子				・NICU入院中									
7月 6日	・実母退院													
8月 3日					・実母へのメンタル フォローを保健福祉 センターへ依頼									
8月 16日		・A病院からの情報 提供により、実母宅 へ家庭訪問												
8月 29日					・本児、総括性イレ ウス手術、人工肛門 造設術									
9月 10日					・本児、未熟児網膜 症レーザー治療									
11月 3日		・次女の今後の支援 についてA病院と協 議			・保健福祉センター と協議									
11月 24日	・次女退院													
11月 29日		・母方実家に家庭訪 問												

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容									
		保健福祉センター	行政(A市)担当課	児童福祉施設 認定こども園	A病院	医療機関 B病院	C病院	児童発達支援施設 E施設	行政 福祉総合相談所		
H29.3.7~R3.2.4		保健福祉センター									
H30年6月22日		・本児の今後の支援についてA病院と協議及び実母との面談			・保健福祉センターと協議						
7月8日	・本児退院										
7月18日					・新生児出生連絡票を保健福祉センターへ送付し、本児の成長・発達のフォロー、育児相談、予防接種の確認を依頼						
7月19日		・A病院より本児に関する新生児出生連絡票受付									
8月2日		・実母宅保健師訪問									
9月7日	・実母から担当課へ本児を叩いてしまった旨架電	・担当課から本児を叩いた旨架電があったとの情報を共有	・実母宅家庭訪問								
9月10日	・実母と長女が、子育て支援センターを利用		・子育て支援センターに同行訪問。本児は母方祖母が家で看ていたため目標確認できず。次回訪問は保健師・栄養士と同行訪問する旨伝えた。(9/11保健師と情報交換)								
9月12日	・実母から「この前は、すみませんでした。来てもらって楽になりました。」との発言		・実母に架電し、次回の訪問日時の調整を行った。								



関係機関ごとの  
対応内容

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	行政(A市)		児童福祉施設			医療機関		児童発達支援施設		行政
		保健福祉センター	担当課	認定こども園	A病院	B病院	C病院	D施設	E施設	福祉総合相談所	
H29.3.7～R3.2.4											
9月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本児は声かけすると表情も良く笑顔。手を振って反応する。本児の顔にアザは見られない。</li> <li>・本児:9/6離乳食開始。下痢が漏れることに対し、オムツ枚を使用して対応し、改善した。</li> <li>・次女:やや多動で、実母が本児とはコミュニケーション取れるが、次女とはコミュニケーション取れないと発言。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉センター</li> <li>・担当課、保健福祉センター管理栄養士・保健師同行訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師、栄養士同行で家庭訪問。離乳食の状況や養育環境を確認。</li> </ul>								
9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本児は表情良く、視線合わせる。身体:顔に外傷なし。実母は外出に抵抗がある様子だった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食指導</li> <li>・担当課、保健福祉センター管理栄養士・保健師同行訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師、栄養士同行で家庭訪問。実母と離乳食を調理、本児らへの与え方を確認。</li> </ul>								
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母は、栄養士の訪問により、「具体的にわかってよかった」との発言</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母に架電し、本児らの離乳食の状況を確認</li> </ul>								
10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母は、本日はA病院に受診していると回答。声の明るさやトーンから、実母の声は元気づかった。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母に架電</li> </ul>								
10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母から、「本児らはC病院への紹介状をもらった。家族全員で風邪をひいた。」との発言。</li> <li>・本児:A病院からC病院を紹介されたが、受診方法がわからないとのこと、訪問を約束。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母に架電し、C病院の受診方法の相談を受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母に架電し、本児らの様子や育児負担感を確認</li> </ul>								
10月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母は鼻声。家族はまだ風邪気味の様子。本児らの受診と長女の認定こども園の手続きについての話あり。</li> <li>・子どもたちが風邪気味のため、訪問延期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母から保健師へ電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母に架電。本児らの状況を確認</li> <li>・保健師と情報交換</li> </ul>								
11月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母から、本児らの離乳食の状況、長女の認定こども園についての話あり。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母に架電。本児らの状況を確認</li> <li>・保健師と情報交換(11/6)</li> </ul>								
11月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本児:寝返り(+/-)喃語あり。表情良。</li> <li>・次女:独歩(+/-)危候認知(-)表情乏しいが、声をあげて笑うようになった</li> <li>・長女:幼稚園入所手続き中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師訪問</li> </ul>									
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母から、「本児らのC病院の予約ができた。長女の入園通知が届かない、実母の甲状腺腫瘍は良性だった。」との発言</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母に架電。本児らの状況を確認</li> <li>・保健師と情報交換</li> </ul>								

関係機関ごとの対応内容		子どもと家族の状況					
相談・援助年月日	行政(A市)		児童福祉施設 認定こども園	医療機関			行政 福祉総合相談所
	保健福祉センター	担当課		A病院	B病院	C病院	
H29.3.7~R3.2.4							
11月22日		・実母の話を傾聴					
11月26日						・運動の遅れを認め たため、次女とともに 本児のリハビリ開 始	
12月5日		・実母に架電し、本 児らの状況確認				・運動機能面の初期 評価、リハビリテー ション (理学療法)開始	
12月27日		・実母に架電し、本 児らの状況確認					
H31年1月10日		・実母に架電し、本 児の食事を保健康 師・医師に確認する よう助言					
1月21日		・担当課と保健師同 行訪問					
2月7日		・長女の3歳児健診 は異常なし					
2月14日		・実母より、本児がリハビリで随分変わっ たことや子育てがたいがふ楽になったこと、 長女の入園説明会の不安について発言					
3月14日		・実母より、本児のリハビリは順調である が、本児の療育について迷っているとの 発言					

関係機関ごとの  
対応内容

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	行政(A市)							行政	
		保健福祉センター	担当課	児童福祉施設 認定こども園	A病院	B病院	C病院	児童発達支援施設 E施設		福祉総合相談所
H29.3.7～R3.2.4										
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本児:A病院小児科、眼科、RCJリハビリ、小児科受診継続。ずりはい、つかまって膝立ち。</li> <li>・次女:A病院小児科、眼科継続受診。独歩可、視線合う、バイバイ(+/-)以前より落ち着きあり。食事量について相談あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師訪問</li> </ul>								
4月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長女が認定こども園に入園</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・長女が入園</li> </ul>						
4月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母より、家族全員体調不良、実父の給与、実母の就労、本児らの認定こども園利用についての発言。</li> <li>・実母は、1歳6か月児健診が初めての集団健診で不安を抱えている。</li> <li>・両親と電話。母親が風邪をひき、かかりつけて薬をもらっている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母に架電。実母の話を傾聴。1歳6か月児健診には同行すると伝える。</li> </ul>							
R1年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本児は身長、体重3パーセント以下。要精密(斜視)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳6か月児健診</li> </ul>								
6月4日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・A病院より1歳6か月児ハイリスク児フォローアップ健診結果受付</li> </ul>								
7月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母より、離婚を考えていること、月2回の夜勤、本児の受診、子どもたちの様子について発言</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母に架電。実母の話を傾聴。</li> <li>・保健師と情報交換</li> </ul>							
7月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本児:病氣してか月ほどリハビリに行けず、以前できていたつかまり立ちができなくなった。</li> <li>・実母より、離婚して家を出るとの発言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師から実母へ電話</li> </ul>								
7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母離婚</li> </ul>									
7月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母・長女・本児・次女、転居(両親は近隣に在住)</li> </ul>									

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容									
		保健福祉センター	行政(A市)担当課	児童福祉施設 認定こども園	A病院	B病院	C病院	児童発達支援施設 E施設	行政 福祉総合相談所		
H29.3.7～R3.2.4											
7月30日	・実父が担当課へ来所。実母と離婚したこと、子どもたちを見守ってほしいことなど発言		・実父の話を傾聴し、実父の連絡先を確認								
8月7日	・実母より、飼い犬が死んでしまったこと、母方祖母の支援を受けていること、認定こども園のことについて発言		・実母に架電。実母の話を傾聴し、認定こども園については早めに保育担当課に確認するよう助言。8/22家庭訪問する旨を伝える ・保育担当課と情報交換(8/14)								
8月20日			・実母に架電し、認定こども園への相談状況を確認	・A市から本児、次女の受入要請があり、承認							
8月22日	・室内はきれいに片付けられていた。 ・実母より、C病院から認定こども園利用を勧められた、母方祖母の支援、実父への否定感(本児着てくれない)の発言 ・本児:受診継続。排便コントロールは医療機関で経過観察中。自然排便で1日2～3回、軟便のため、オムツから濡れる。つかまり立ち可だが、独歩未。満腹感がなく、食べ過ぎて吐き戻す。そのため、量を決めており、食事が終わると泣くが、放っておく。視線合わせ、笑顔あり ・次女:受診継続。言葉の理解あり。単語(+)	・担当課、保健福祉センター・保健師同行訪問	・保健師と実母訪問。実母の話を傾聴 ・保健師と訪問前に事前協議								
8月23日	・実母から、「一緒に来てもらおうと助かります。」との発言		・実母に架電。認定こども園面談時に相談員も同行する旨を伝えた。								
8月29日	・本児は実母と他者を認識でき、玩具のやり取り、つかまり立ちができた。実母から、「一人になって、子ども達もすぐ寝てくれるし、楽になった。」との発言 ・保健師から情報提供することはなかった ・実母の夜勤時、祖母が認定こども園へ子ども達を預けに行くようになる	・認定こども園面談	・実母、保健師とともに認定こども園面談								
8月30日	・実母より、昨日の話は理解できた。母が未就労のため長女の降園時間が繰り上げられたとの発言		・実母に架電。昨日の認定こども園での面談について、実母の理解を確認								

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容									
		行政(A市)		児童福祉施設		医療機関		児童発達支援施設		行政	
		保健福祉センター	担当課	児童福祉施設 認定こども園	A病院	B病院	C病院	D施設	E施設	福祉総合相談所	
H29.3.7～R3.2.4											
9月1日	・本児・次女、認定こども園入園			・本児・次女入園							
9月5日						・今月中旬から慣らし保育を始めることや離婚の事実を確認					
9月6日			・実母とファミリーサポートセンターに同行訪問								
9月13日	・実母から、「次女が40度の熱、子どもたちのことがあるため、就労どころではない。」との発言		・実母に架電し、実母の話を傾聴								
10月2日		・保健師から実母へ電話 ・体調不良の時は仕事(介護の夜勤)が休めるので、病後児・ファミサポは登録していない									
11月14日	・実母が、本児の療育手帳の新規交付申請のため、担当課へ来所		・療育手帳交付申請受理			・受診					
11月25日		・保健師から実母へ電話するがつながらず、担当課へ連絡。翌日担当課の訪問。									
11月26日	・実母より「電話はすみません(しばらく連絡が取れなかったことへの謝罪)」の連絡あり。 ・本児の療育手帳、本児の便で部屋を汚す、母方祖母の支援があるが実母が気を遣っている様子等の発言		・家庭訪問。実母の話を傾聴し、子育て、仕事への頑張りを認めらう。								
11月28日	・実母から「転職の面接結果は来週わかる。今の職場を早く辞めたい。」との発言		・実母に架電し、実母の話を傾聴 ・保健師と情報交換(12/2)								

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容																				
		行政(A市)		児童福祉施設		医療機関		児童発達支援施設		行政												
		保健福祉センター	担当課	認定こども園	A病院	B病院	C病院	D施設	E施設	福祉総合相談所												
H29.3.7～R3.2.4																						
12月2日		・保健師から実母へ電話 ・夜動前で寝ていたとのことで、4日に電話する約束をした																				
12月3日	・実母から、「本児らは実家に預けてある。監護の面接はうまくいかなかった。」との発言		・実母に架電し、実母の話を傾聴																			
12月4日		・保健師から実母へ電話するがつかうなかつた																				
12月5日	・本児の療育手帳判定のため、県福祉総合相談所に来所																					
12月9日		・保健師から実母へ電話するがつかうなかつた																				
12月11日		・保健師から実母へ電話するがつかうなかつた																				
12月16日	・本児、次女は認定こども園を休ませた。実母は日々の大変さを話す。ハローワークに行つて、介護職を勧められた。大型、けん引、大特免許をまとめて取りたい。家庭訪問は今週午前中ならOK。		・実母に架電し、実母の話を傾聴。家庭訪問の日程調整。																			
12月19日			・実母に架電。次回の家庭訪問は12/23と伝えた。																			
12月23日	・実母より、大型免許は仮免、母方祖母になるべく預けないなど、本児らの状況について発言 ・本児：リハビリ2週間。立つ練習をしているが、きついでやめたがらない。便を漏らすことについて、食事量が多い、丸飲みしていることが原因 ・医療機関受診継続 ・実母：介護の夜勤の仕事は月に数回 ・大型運転免許取得のため通字中	・担当課、保健福祉センター-保健師同行訪問(保健師担当変わるため、次の担当も同行)	・保健師と家庭訪問。母親の話を傾聴。 ・福祉担当課と情報交換(12/26、12/27)																			

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容											
		保健福祉センター	行政(A市)担当課	児童福祉施設 認定こども園	A病院	B病院	C病院	D施設	E施設	行政 福祉総合相談所			
H29.3.7～R3.2.4													
R2年1月7日	・実母から、「年末年始は本児らの食事量を制限でき排便コントロールができた。認定こども園が本児らの求めるまま食事を与える。認定こども園に伝えるが理解してもらえず不安心に思う。」との発言	・実母に架電し、実母の話を傾聴 ・保健師との情報交換(1/10)											
1月9日	・本児：下痢及び便秘については園に食事の量を調節してもらい、対応して少し落ち着いたら ・実母：仕事探しについて、担当課に相談中	・保健師から実母へ電話											
1月11日	・実母より、特別児童扶養手当申請のための療育手帳判定情報提供依頼提出												
1月24日	・実母より、大型トラックの就労、本児らの便の改善、認定こども園との情報交換について発言	・実母に架電し、実母の話を傾聴 ・福祉担当課と情報交換											
1月27日													
2月6日	・実母と長女来所。長女は表情良く体格も良くなっている。	・実母と福祉担当課の説明を受けた											
2月18日	・本児は身長、体重3パーセント以下 ・本児は言葉の指示理解、発語なし。実母は、認定こども園利用で本児らの成長を感じる。「園りから優しくしてもらっている。」の発言、職場から家庭の理解協力あり、認定こども園も食事量改善の発言	・実母と2歳歯科健診に同行受診											
3月12日													
4月22日	・実母から、「子ども達が病気で登園できていない。本日の本児の療育も燃費で欠席。明日から登園予定。」との発言	・実母に架電。実母の話を傾聴し、実母を労い、経済面や子育てで気になることがあれば連絡するよう助言。											

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容							
		保健福祉センター	行政(A市)担当課	児童福祉施設 認定こども園	A病院	B病院	C病院	児童発達支援施設 E施設	行政 福祉総合相談所
H29.3.7～R3.2.4									
5月12日			・要対協進行管理会議						
5月21日	・実母の仕事は続いており、認定こども園にも順調に通園できている	・担当課と情報交換							
6月16日	・実母より、問診票がない旨の発言		・実母に架電。水ぼうそう予防接種の件を伝える。保健師に問診票の件を伝える。 ・保健師と情報交換						
6月19日	・次女・本児、水ぼうそう予防接種未接種のため、電話連絡し、予防接種行のため来所される。仕事を頑張っていると言。その後、予防接種を受けたとの連絡あり	・保健師から実母へ電話し、実母が保健福祉センターへ来所							
6月22日				・長女個人面談、要望等なし					
6月26日	・実母より、みんな元気、水ぼうそう予防接種済み、仕事中であるとの発言		・実母に架電。実母と子ども達の状況を確認。						
7月10日	・次女：境界域の発達。就学前にフォロー予定。	・次女：A病院より3歳児健診フォローアップ健診連絡票交付							
9月4日	・実母より、台風時の過ごし方、認定こども園は良くなって、長女の小学校について発言		・実母に架電。長女の小学校の件については教育委員会に確認するよう助言。						
9月30日			・要対協進行管理会議						



相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容							
		保健福祉センター	行政(A市)担当課	児童福祉施設 認定こども園	A病院	B病院	C病院	児童発達支援施設 E施設	行政 福祉総合相談所
H29.3.7～R3.2.4									
10月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母より、本児がやる気がなくC病院受診減、C病院から療育利用の勧奨、本児のために長女次女が我慢、本児の認定こども園での食事も、認定こども園では本児らが甘えて衣服着脱できない、本児は普通の小学校にいけないとの発言</li> <li>・本児：身長、体重3パーセント以下。歩行未。聴力反応なしにて要精密。小児科、眼科、下痢については受診継続。本児が意欲ないためリハ回数減。意欲が出てきたら増やす予定。療育未。歯科問題なし。問診票に「かわい」と思ったことは1回もない」と記入</li> <li>・次女：身長、体重3パーセント以下。フオロー受診継続。言葉2～3語又可。理解良。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児健診同行受診。実母の話を傾聴し、次回実母来所時に療育の説明、甘えられる環境も子ども達に大事なことを助言</li> <li>・問診票に「かわい」と思ったことは1回もない」と記入。(実母は、「本児がいるから長女、次女は我慢している。長女、次女にも好きなことをさせてあげたい。」との思いあり)</li> <li>・保健師と情報交換(10/20)</li> </ul>						
10月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母、本児、長女が担当課へ来所。</li> <li>・実母より、本児が泣いてリハビリできない、認定こども園と食事の件でうまくいっていない、次女が言葉、入院となった場合の不安の語があった。</li> <li>・長女は「お姉ちゃんだから甘えたらダメ」と発言し、母親に甘えられない様子。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母の話を傾聴。子育てを実母一人で抱え込まないこと入院対応が難しい場合は児童相談所に相談するよう助言。E施設の相談支援専門員が支援をする旨実母に伝える。</li> </ul>						
10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援事業所利用申請あり。</li> <li>・本児大量の排便、下痢の悩みが続いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課と情報交換</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・D施設利用申請</li> </ul>	
10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母より、11/6病院受診なので、医師に事業所の確認について発言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市乳幼児健診の心理士に乳飲み子に対しての対策について相談し、アドバイスいただいた。実母の負担を考えると、一時的な入所を考へてもいいのではとの提案あり。担当課へ情報提供。</li> </ul>							

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容							
		保健福祉センター	行政(A市)担当課	児童福祉施設 認定こども園	A病院	医療機関 B病院	C病院	児童発達支援施設 E施設	行政 福祉総合相談所
H29.3.7~R3.2.4			・実母に架電。E施設相談支援専門員面談の日程調整。11/6に医師に確認するよう助言。 ・E施設相談支援専門員と情報交換						
11月4日			・実母に架電。E施設相談支援専門員との面談の日時伝える。 ・認定こども園と情報交換。 ・3歳児健診問診票の「かわいいと思つたことは1回もない」との記述を伝えた。						
11月5日	・実母より、面談後に実母が病院受診予定なので本児を登園させるとの発言			・情報交換会 ・担当相談員2名、園長、主任・特別支援コーディネーター、担任参加。実母、3歳児健診時に、「かわいいと思つたことは1回もない」と記載。					
11月12日	・実母より、本児と次女を離したいと思う旨の発言。実母は本児に寄り添う場所ができたことに安心と期待を持っていた。 ・E施設相談支援専門員、子育て支援員、実母と米所。事業所内の見学、取組を説明。会話は本児の今の困りごとなど話され、表情や声のトーンはあまり変わりなかった。 ・本児の契約のため米所		・実母、E施設相談支援専門員と面談し、利用予定施設を見学						・実母に取組みの方向性を簡単に説明
12月3日	・前回受診時と比較し、体重減少有								
12月17日	・実母より、本児は栄養食接種で良便、体調良好でリハビリで泣かない、職場の理解あり将来的には正社員雇用、けん引免許取得予定、母方祖母の支援があるが母方祖父は母に否定的で頻繁には頼れない旨の発言 ・本児が通う認定こども園で担当者会議開催。本児の認定こども園や家庭での様子を笑顔も見せながら聞いたり話されたりしていた。また、今後の事(病院やリハ、小学校)や手紙などの話では少し不安そうに尋ねられる場面もあった ・実父とは月に1度会う予定であったところ、全然会っていないかった様子		・情報交換会に参加し、状況確認						・情報交換会に参加し、支援の方向性や情報共有の方法を確認
R3年1月5日									・本児、施設の利用開始

相談・援助年月日	子どもと家族の状況	関係機関ごとの対応内容									
		行政(A市)		児童福祉施設			医療機関			児童発達支援施設	
		保健福祉センター	担当課	認定こども園	A病院	B病院	C病院	D施設	E施設	福祉総合相談所	
H29.3.7～R3.2.4											
1月13日	・実母より、本児の療育、認定こども園の給食は問題なし、本児笑顔で降園、栄養食で本児体重1kg増の発言。実母は療育利用に安心している様子。		・実母に架電し、状況を確認								
1月27日								・実母に書類の件で自宅を尋ねる旨伝達したが、実母の都合がつかなかった			
2月2日				・看護師が全身を確認したところ、虐待を思わせる痣等なし							
2月3日	・本事件発生			・次女のみ登園				・実母へ活動風景の写真を送付			
2月4日	・本児死亡			・D施設の利用日であるが連絡がないため、祖母へ連絡したところ、本件を把握し、担当課へ連絡				・本児を認定こども園へ迎えに行くが、連絡なく認定こども園を休園			

### 3 事例における問題点・課題

今回の事例では、事件に至る経過や関係機関の対応記録から、平成30年9月に担当課へ本児を叩いた旨連絡があつて以降、事件発生までに虐待を思わせる痣等は本児から確認できなかった。

公判において、実母は、事件発生当時に現夫と内縁状態であったこと、検察官が実母はこれまでも本児に暴力を振るつたことがあると述べているが、行政では、当該事実を把握できていなかった。

一方、実母は本児及び次女について、病院をはじめとして複数の施設への送迎を行いながら仕事・家事・育児を行い、過度な負担がかかり、多大なストレスを抱えていたが、行政に悩みを打ち明けることはなかった。

今回、児童虐待の未然防止の観点から、審査部会において検証を行い、次のとおり問題点や課題の整理を行った。

#### (1) 家庭状況の把握

- ① 本事例は、実母が育児に対する不安やストレスを持ち、また、本児が未熟児、障がい児であるなど、育てにくさを持った児童であったことが虐待のリスク要因となっていた。とりわけ、単胎児と比べて育児負担の大きい多胎児（双児）であることに加え、本児は、未熟児（超低出生体重児）であり、身体障がいも持っていたことから、児童の発達等に関する強い不安や悩みを抱えやすい事例であったと思われる。
- ② 本児は医療的ケアが必要な状態であったが、実母から育児等への負担感の訴えがなく、また、母方祖父母宅まで近距離であり、かつ、母方祖母からの手厚い支援があつたため、A市からは訪問看護や居宅介護（ホームヘルプ）の利用を提案していなかった。
- ③ 令和元年7月に父母離婚後、離婚に至る経過や令和2年4月には、現夫と同居を開始していたことを関係機関は把握できていなかった。

#### (2) 要保護児童対策地域協議会等を活用したアセスメントの実施

- ① 担当課では、令和2年夏頃、本世帯の状況（実母の就労、認定こども園に在籍等）が安定してきたことから、内部で協議し、支援を見守り中心としたが、支援方針の見直しを検討する際、関係機関からの意見聴取等は実

施していなかった。

- ② 様々な機関が支援しているが、支援状況についての情報共有が充分にできておらず、また、主体（支援の中心となる機関）が不明確であった。
- ③ 担当課では、本ケースについて、虐待の発生や離婚等の問題は認識していたが、日常的な虐待や不適切な養育に関する情報がなかったため、3歳児健診時の状況等のリスクについて、地域の関係機関と個別に情報共有を行っているものの、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）における個別ケース検討会議は行っていなかった。
- ④ 個別ケース検討会議について、虐待や不適切な養育が行われているケースについては適宜開催しているが、個別ケース検討会議の開催要件等は特に規定されていなかった。  
また、子どもに対しての様々な支援が検討されているが、3歳児健診の際に確認された「本児をかわいと思ったことは1回もない」という保護者の声に対して、未熟児サークルへの参加等提案しているものの、実母が求める支援が何かを議論することはなかった。

### （3）母子保健分野等関係機関との連携

- ① 双児かつ未熟児（超低出生体重児）への対応について、退院前には病院（小児科）と保健福祉センターは連携していたものの、保健福祉センターから担当課には情報共有がなかった。また、退院後は、実母から育児に関する困り感等の訴えがなかったため、保健福祉センターは、担当課へ情報共有をせず、緊密な連携ができていなかった。

#### 4 再発防止に向けた取組みへの提言

以上の問題点や課題を踏まえ、今後の再発防止に向けた取組みへの提言を以下のとおり整理する。

##### (1) 家庭状況の把握

- ① 一般的に、保護者が育児に対する不安やストレスを持つ場合や、未熟児、障がい児など何らかの育てにくさを持った児童がいる家庭では、それらが虐待のリスク要因となりうる可能性がある。とりわけ、多胎児や未熟児(超低出生体重児)、障がいのある児童等がいる家庭では、要支援度が高い傾向があることについて改めて認識する必要がある。
- ② 支援内容を検討するにあたっては、保護者の意見を聴き取ることに加え、保護者がおかれている状況を踏まえ、利用可能なサービスを提案する。また、就業状況や家庭状況など、保護者がおかれる環境の変化にも留意し、その状況の把握に努めるとともに、当該情報を分析し、適切な対応を行うことが必要である。
- ③ 上記①のようなリスク要因を抱える家庭では、保護者への支援も重要であることから、障がい者支援施設の利用など子どもへの支援だけでなく、家族全体を支援対象として捉え、家庭内における育児等の支援を提案する必要がある。  
また、支援にあたっては、保護者の心理状態は揺れ動くことがあることを認識し、保護者との信頼関係の構築に努め、保護者の訴えに寄り添う必要がある。
- ④ 上記②及び③の対応を行う関係者について、研修の実施等により、資質の向上を図る必要がある。
- ⑤ 民生委員等を活用し、地域全体で見守る体制を構築する必要がある。また、市町村には、子ども等に対する必要な支援を行うため、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点(子ども家庭総合支援拠点)を整備することが努力義務化されていることから、子ども家庭総合支援拠点の機能を高め、ていくことが必要である。

## (2) 要保護児童対策地域協議会等を活用したアセスメントの実施

- ① 一人で育児・仕事を担うシングルマザー等の困難を抱える家庭の支援にあたっては、市町村児童福祉担当部署だけでなく、様々な機関の協力が不可欠であることから、要対協を活用し、関係機関等と連携の上、過去の関係機関の関わりを含めて情報収集し、家庭の状況について、的確に把握・分析する必要がある。
- ② 要対協の調整機関<sup>※</sup>には調整担当者の配置が義務付けられていることから、当該調整担当者を中心として、関係機関との連絡調整を行うことが重要である。また、調整機関が個別ケース検討会議を開催し、支援に当たる各機関の役割分担を決めることが重要である。

※ 要対協を効果的に機能させるため、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を置くこととされている。

- ③ 虐待のリスクを抱えているケースの場合、家庭環境の変化等養育問題が生じやすい時期に現在の支援内容について適宜評価を行い、支援から外れないよう、絶えず、関係機関も交えて、養育支援の必要性を考慮しつつ、支援方針を再検討する必要がある。
- ④ 一般的に、子どもの成長に伴って困り感も増えてくることになるが、特に、今回のケースは正常な発達が見込まれないことから、子どもの成長段階に応じた保護者の困り感をチェックしながら関わりを持っていくことが重要である。

## (3) 母子保健分野等関係機関との連携

- ① 未熟児（超低出生体重児）や障がいのある児童等がいる家庭では、児童の発達等に関する強い不安や悩みを抱えやすい傾向があることから、母子保健担当部署において、支援が必要である家庭に関する情報を得た場合には、児童福祉担当部署と情報共有し、緊密に連携を図るなど、母子保健担当部署と児童福祉担当部署が一体的に対応する必要がある。

## 5 おわりに

今回は、昨年2月に発生した死亡事例について検証を行ったところであるが、虐待防止への取組みや関係機関との連携、家庭全体を支援するという観点の重要性について考えさせられる事例であった。

今後、本検証結果が広く市町村等に周知されるとともに、例えば、母子保健と児童福祉の担当部局の更なる連携や要対協で主たる支援機関を定め、適宜、個別ケース検討会議を開催する等、本提言を踏まえた児童虐待の未然防止・早期対応の推進により、このような痛ましい事件が再び発生しないことを審査部会委員一同切に願うものである。



○ 検証組織の委員名簿

【熊本県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会】 (五十音順・敬称略)

氏名	役職等	分野	備考
上村 宏淵	熊本県養護協議会会長 (児童養護施設 龍山学苑 施設長)	児童養護	
河崎 達弥	医療法人横田会 向陽台病院医師	小児科医療	
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科医療	部会長
白鳥 哲	熊本県臨床心理士・公認心理師協会	臨床心理	
永野 典詞	九州ルーテル学院大学 人文学部教授	学識経験者	
福井 春菜	弁護士 (アステル法律事務所)	法律	

○ 検証組織等の開催経過

回数	日程	内容
第1回	令和3年3月26日	事例概要等の報告
第2回	令和3年5月26日	課題と再発防止策の検討
第3回	令和3年7月28日	課題と再発防止策の再検討 報告書(素案)の検討
第4回	令和3年9月29日	報告書(修正案)の検討
第5回	令和3年12月1日	報告書(修正案)の検討
第6回	令和4年2月2日	報告書(修正案)の検討
第7回	令和4年6月1日	報告書(最終案)の検討

## 熊本県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会運営要領

### 第1 趣 旨

この要領は、熊本県社会福祉審議会運営要領第3条第1項により設置された児童福祉専門分科会審査部会（以下「部会」という。）の運営について定める。

### 第2 部会長

- 1 部会に、部会の委員の互選による部会長を置く。
- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
- 3 部会長は、部会の審査の経過及び結果を直近の児童福祉専門分科会で分科会長に報告する。

### 第3 会 議

- 1 部会は、必要に応じて開催する。
- 2 部会は、児童相談所長等からの求めに応じ意見を述べるものとする。この場合、部会の意見は社会福祉審議会の意見とする。
- 3 部会は、児童虐待による死亡事例等の検証を行うものとする。
- 4 部会は、非公開とする。

### 第4 意見聴取事項

児童相談所長は、児童福祉法第27条第6項の規定による場合及び以下の場合について、部会の意見を聴くものとする。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ意見を聴くいとまがないときは、その採った措置について速やかに部会へ報告するものとする。

- (1) 児童若しくは親権者等の意向が児童相談所の措置と一致しないとき。
- (2) 児童相談所長が必要と認めるとき。

### 第5 報告事項

児童相談所長は、児童虐待の防止等に関する法律第13条の5の規定により、以下の事項について、部会に報告するものとする。

- (1) 通知に係る措置の実施状況
- (2) 立入り及び調査又は質問の実施状況
- (3) 臨検等の実施状況
- (4) 一時保護の実施状況
- (5) その他必要な事項

### 第6 事 務

部会に係る事務は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課で行う。

附 則

この要領は、平成12年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。